

## 【背景】

我が国の急速な少子高齢化の進行や社会構造の変化に対応し、介護を必要とする高齢者を地域全体で支える新たな仕組みとして平成12年（2000年）4月に介護保険制度がスタートしました。

国では、平成27年（2015年）の長期展望に立って、介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、明るく活力ある超高齢社会を築くことをめざしており、その一環として平成17年（2005年）6月に、介護保険法の改正が行われました。改正では、制度全体を「予防重視型システム」へと転換していくことが大きな柱とされ、「地域支援事業」や「新予防給付」などの新たな仕組みが導入されたことから、従来の老人福祉事業や老人保健事業、介護保険事業といった事業の枠組みの延長線上での議論ではなく、「介護予防」の観点からこれらの一体的、有機的な施策連携を図っていくことが強く求められています。

介護保険制度は、従来までの高齢者介護のあり方に大きな変革をもたらすものとして期待され、制度導入後、介護サービスの利用は確実に普及・拡大してきましたが、その一方では、要支援・要介護1の認定を受ける比較的軽度の認定者数が急増し、その給付費の伸びが制度施行後5年間で制度の持続可能な運営が危ぶまれる状況が指摘され始めました。そのため、第3期の計画の目標値を踏まえ、平成27年（2015年）の高齢者介護のあるべき姿を描きながら、今後の介護予防事業や介護保険事業のさらなる充実に向けた方針を定めていくことが必要です。また、今後7年以内に団塊の世代が高齢者の仲間入りをします。この団塊の世代をはじめとした高齢者の介護予防を視野に置いた事業の確保が課題と考えられます。

## 【趣旨・目的】

老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、これまでの取り組み実績を踏まえながらも、高齢者のライフスタイルや価値観など、高齢者を取り巻く環境の変化や制度改正に伴う新たな施策課題を明らかにし、当市においても平成27年度までの長期展望、総合的な施策展開の方向を見据えた計画を策定するため、平成21年度から平成23年度までを計画期間とした「小美玉市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」素案を取りまとめました。